

電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

20230510産局第1号
20230509資庁第2号
環地温発第2305195号
令和5年5月19日

経済産業省産業技術環境局長
経済産業省資源エネルギー庁長官
環境省地球環境局長

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省令・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第4項の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）第20条の2の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数の算出及び公表について、下記のとおり定める。

なお、「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20220510産局第1号・20220511資庁第15号・環地温発第2205136号）は、令和5年5月19日をもって廃止する。

記

1. 総論

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）及びこれに基づく命令に基づき、特定排出者（温対法第26条に基づき温室効果ガス算定排出量の報告を行う者をいう。以下同じ。）が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他の者から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、原則として国が公表した電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者（以下単に「小売電気事業者」という。）及び同項第9号に規定する一般送配電事業者（以下単に「一般送配電事業者」という。）をいう。以下同じ。）ごとの排出係数を用いて算定することとされている。

また、温対法第60条の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出（温対法第2条第4項に定義するものをいう。以

下同じ。)の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をすることとされている。

上記の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、

- ①特定排出者による他の者から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定の適正な実施を確保し、自主的な二酸化炭素の排出の量の削減に資するため、
 - ②事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、
- 電気事業者ごとに基礎排出係数及び調整後排出係数並びにこれらを求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該係数を特定排出者の温室効果ガス算定排出量の算定の対象となる年度（以下「排出量算定対象年度」という。）に公表することとする。

(1) 基礎排出係数の算出方法

基礎排出係数は、電気事業者がそれぞれ供給（販売）した電気の発電に伴い、算定省令別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量(t-CO₂)（以下「基礎二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量(kWh)（以下「販売電力量」という。）で除して算出する。

(2) 基礎二酸化炭素排出量及び販売電力量の把握対象期間

基礎排出係数の算出に利用する基礎二酸化炭素排出量及び販売電力量は、排出量算定対象年度の前年度（以下「係数算出対象年度」という。）における基礎二酸化炭素排出量及び販売電力量とする。ただし、今後新たに電気事業者として電気を供給する事業に参入する者（以下「新規参入者」という。）の参入年度及び参入の次年度における係数の算出については、別紙1に定める方法による。

(3) 基礎二酸化炭素排出量の把握

基礎二酸化炭素排出量は、当該電気事業者が自ら発電をしたか、他の者が発電した電気を購入したかを問わず、供給（小売り）した電気全体に係るものとする。

(4) 販売電力量の把握

基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に使用する電気事業者の販売電力量は、使用端における電気の供給量とする。

(5) 調整後排出係数の算出方法

調整後排出係数は、基礎二酸化炭素排出量(t-CO₂)に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量に固定価格買取制度以外で国への設備登録

が完了した非化石電源（以下、「非F I T非化石電源」という。）からの調達量を加えた電力量（以下「固定価格買取・非F I T非化石電気の調達による調整電力量」という。別紙8参照。）に、毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数を乗じて算定した二酸化炭素排出量（以下「固定価格買取・非F I T非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量」という。別紙8参照。）にて調整した調整二酸化炭素排出量から、排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量（国内における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）及び海外認証排出削減量（海外における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量並びに別紙6に掲げる非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量（以下「国内及び海外認証排出削減量等」という。）を控除した量（以下「調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する。

また、料金メニューに応じた排出係数（以下「メニュー別排出係数」という。別紙9参照。）の公表を電気事業者が希望する場合には、当該事業者全体の基礎二酸化炭素排出量と販売電力量とを料金メニューごとに仕分した上でメニュー別基礎二酸化炭素排出量を算定し、そのメニュー別基礎二酸化炭素排出量に、固定価格買取制度による買取電力量及び非F I T非化石電気からの調達量に応じて調整した量（以下「メニュー別固定価格買取及び非F I T非化石電気調整後二酸化炭素排出量」という。）を加えた量から、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量（以下「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の料金メニューごとの販売電力量で除して、メニュー別排出係数を算出することができる。

（6）基礎排出係数及び調整後排出係数の公表までの手続

排出量算定対象年度において、以下の手続により、事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数を公表する。

【手続】

- ① 電気事業者は、係数算出対象年度における基礎二酸化炭素排出量、調整後二酸化炭素排出量及び販売電力量を基に事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数を算出し、算出結果を裏付ける資料（以下「根拠資料」という。）とともに経済産業省及び環境省に提出する。

また、メニュー別排出係数の公表を希望する電気事業者は、事業者別の基礎

排出係数、調整後排出係数及びメニュー別排出係数を算出し、算出の結果を根拠資料とともに経済産業省及び環境省に提出する。

※ 算出した基礎排出係数、調整後排出係数及び根拠資料の提出は、係数算出対象年度に電気の小売供給実績のある電気事業者が、特定排出量の排出量算定対象年度に行うものとする。(ただし、電気の小売供給実績がない電気事業者であっても、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者と相対契約により卸販売した場合又は卸電力取引市場において卸販売を行った場合には、卸販売先と卸販売量を表12の2に記載して経済産業省及び環境省に提出するものとする。)

※ 電気事業者は、調整後二酸化炭素排出量の調整に用いた国内及び海外認証排出削減量等の排出量調整無効化等に係る情報についても根拠資料として経済産業省及び環境省に提出するものとする。

※ 日本卸電力取引所を介して行う電気の販売(以下「取引所販売」という。)を電気の発電に供された事業所を明確にして行った電気事業者については、当該取引所の基礎排出係数の作成(別紙4参照。)の用に供するため、経済産業省及び環境省に提出した根拠資料のうち表6の2を当該取引所に提出して、内容確認を受けることとする。

② 経済産業省及び環境省は、提出された事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数並びに根拠資料の内容を確認する。

また、メニュー別排出係数が電気事業者から提出された場合には、その係数及び根拠資料の内容を併せて確認する。

なお、根拠資料のうち、電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より申出が行われた資料については、当該資料の内容を確認した後に当該電気事業者へ返却する。

③ 経済産業省及び環境省は、内容を確認した事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数を取りまとめ、当該電気事業者の名称とともにウェブサイト(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のウェブサイトをいう。以下同じ。)にて公表する。

なお、基礎排出係数又は調整後排出係数が異常に低い値又は異常に高い値(以下「異常値」という。)となる場合、代替値にて公表する。

また、複数のメニュー別排出係数を提出した電気事業者の調整後排出係数については、メニュー別排出係数をウェブサイトにて公表するとともに、事業者別の調整後排出係数を「参考値」として公表する。

加えて、当該排出係数の算出に当たり、代替値以外を用いた割合(以下「把握率」という。)を公表するとともに、電気事業者より提出された把握できなかった理由も付記する。

注) 代替値は、各電気事業者が把握した排出量のうち発電時の排出量が個別に把握できない事業者に対して用いる係数であり、また、基礎排出係数又は調整後排出係数が異常値となる場合にも用いられる。代替値は、総合エネルギー統計における事業用発電（揚水発電を除く。）と自家用発電（自家用発電の自家消費及び電気事業者への供給分をいう。）を合計した排出係数の直近5カ年平均を国が算出したものとする。

注) 異常値は、基礎排出係数及び調整後排出係数が負となるもの（ただし、非化石電源の調達や非化石証書等の購入による事業者別排出係数若しくはメニュー別排出係数の低減を目指した結果として、係数が負となったとみなされる電気事業者を除く。）又は算定省令別表第1の第5欄に掲げる係数及び平均熱効率から算出されたものとして最も係数が大きな1.28 kg-CO₂/kWhを超えるもの。

(7) 事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数の更新

(6) の手続により、次に掲げる場合を除き、事業者別の基礎排出係数、調整後排出係数及び代替値を毎年更新の上、秋頃を目処に公表する。

- ① 新規参入者にあつては、当該新規参入者が事業を開始した年度及びその次の年度においては、別紙1に定める時期にウェブサイトにて公表する。
- ② メニュー別排出係数の公表を希望する電気事業者にあつては、別紙9に定める時期にウェブサイトにて公表する。

2. 基礎二酸化炭素排出量の算定方法

基礎二酸化炭素排出量は、以下の(1)及び(2)の合計量とする。

なお、自社電源に由来する電気や他者より調達した電気であっても、他の電気事業者等に販売した場合（小売供給しなかった場合）は、別紙2に定める方法により、当該電気を販売した者の基礎二酸化炭素排出量から控除するものとする。また、発電所所内消費に伴い排出される二酸化炭素排出量は基礎二酸化炭素排出量には含まないものとする。

(1) 自社電源に由来する電気

算定省令別表第1に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び4.4/1.2を乗じて二酸化炭素排出量を算定する（別紙3の点線内の部分を参照。）。

注) 発熱量は、高位発熱量とする。以下同じ。

(2) 他の者から調達した電気

他の者から調達した電気の発電に伴い排出された基礎二酸化炭素排出量につ

いては、別紙 3 の基礎二酸化炭素排出量の算定フロー図に従い、以下の調達先より得られる情報に応じて把握する。

ア 電源が特定できる場合

契約等に基づき電源が特定できる場合については、調達先より得られる情報内容に応じ、以下の順番で基礎二酸化炭素排出量を算定する。

① 燃料種ごとの使用量が把握できる場合

燃料使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び 4.4 / 1.2 を乗じて算定

② 燃料種ごとの発熱量の総量が把握できる場合

燃料種ごとの発熱量の総量に燃料種別排出係数及び 4.4 / 1.2 を乗じて算定

③ 燃料種ごとの受電電力量が把握できる場合

燃料種ごとの受電電力量を発電端熱効率で除したものに燃料種別排出係数及び 4.4 / 1.2 を乗じて算定

注) 発電端熱効率としては、実測等に基づくもののほか、平均熱効率を用いることができる。以下同じ。

④ 燃料区分及び発熱量の総量が把握できる場合

燃料区分（石油、石炭、LNG）ごとの発熱量に燃料区分別排出係数及び 4.4 / 1.2 を乗じて算定

⑤ 燃料区分及び受電電力量が把握できる場合

燃料区分ごとの受電電力量を燃料区分ごとの発電端熱効率で除したものに燃料区分別排出係数及び 4.4 / 1.2 を乗じて算定

イ 電源は特定できないが、事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）単位の情報から算定できる場合

受電電力量に事業者等ごとの基礎排出係数に乗じて算定する。

なお、事業者等ごとの基礎排出係数としては以下のものが考えられる。

① 日本卸電力取引所の基礎排出係数

日本卸電力取引所の基礎排出係数の算出は別紙 4 に定める方法による。

② 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者（以下「発電者」という。）の事業所別の基礎排出係数

契約等に基づき、調達した電気の発電に供された事業所が特定される場合については、事業所単位で算出された基礎排出係数を用いることができる。当該事業所単位の基礎排出係数は、係数算出対象年度に当該事業所において発電のために投入した算定省令別表第 1 に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び 4.4 / 1.2 を乗じたものを当該事業所で発電した電気の量で除することにより発電者が算出し、算出の結果を電気事業者に提供する。

③ 電気事業者及び発電者の事業者別の基礎排出係数

調達した電気について、調達先の事業者別の基礎排出係数（電気事業者にあつては使用端二酸化炭素排出係数。発電者にあつては発電端二酸化炭素排出係数。）が得られる場合は、これを用いて算出する。この場合、電気事業者の事業者別の基礎排出係数については、国による公表が行われているか否かに関わらず、国が定める算出方法に従って前年度の実績値を用いて算出された排出係数を用い、発電者の事業者別の基礎排出係数については、係数算出対象年度の係数を用いることとする。

また、同一事業者からの調達について、事業所単位の基礎排出係数と事業者単位の基礎排出係数の両方を用いて自らの基礎排出係数を算出する場合にあつては、当該事業所単位の基礎排出係数に乗じた受電電力量を控除した電力量を事業者単位の基礎排出係数に乗じるものとする。

④ 電気事業法第2条第1項第15号の2に規定する特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）の基礎排出係数

特定卸供給に係る取引により特定卸供給事業者から調達した電気については、特定卸供給事業者が②及び③に定める算出方法に従って算出した事業所別又は事業者別の基礎排出係数を用いることとする。

注) 発電者が事業者別の基礎排出係数と事業所別の基礎排出係数の両方を算出して電気事業者に提供する場合にあつては、事業者別の基礎排出係数の算出に当たり、電気事業者が事業所別の基礎排出係数を用いて基礎排出係数を算出した電気に相当する燃料の使用量及び発電した電気の量を控除する。

注) 計画値同時同量制度を採用している場合の発電者から供給を受けた電気に係る基礎二酸化炭素排出量については、①発電者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたと見なして算定する方法、又は②発電者が供給する卸電力量の電源構成に基づき算出する方法のいずれかを用いて算出することとする。

注) 小売電気事業者が発電バラシンググループから調達した電気に係る基礎排出係数については、当該発電バラシンググループの発電量調整供給契約単位の平均係数を使用することとする。

なお、調達先との間で締結した契約において特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、その当該調達に係る電力量は発電量調整供給契約単位の平均係数算出上、控除するものとする。

注) 電気事業者が一般送配電事業者からインバランス供給された電気に係る

基礎排出係数については、一般送配電事業者が算出し、国が公表する係数又は全国平均係数を使用することとする。(沖縄地域については、原則、沖縄電力株式会社が算出し、国が公表する一般送配電事業者の係数を使用することとする。)

ウ その他

他の者から調達した電気について、上記ア又はイいずれの方法によっても基礎二酸化炭素排出量を算定することが困難である場合は、当該受電電力量に代替値を乗じて基礎二酸化炭素排出量を算定する。

(3) コージェネレーションシステムによる発電

基礎二酸化炭素排出量の算定に当たり、コージェネレーションシステムによる発電については、当該システムに投入された化石燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量を、別紙5に定める方法で電気と熱に按分することにより算定する。

3. 調整後二酸化炭素排出量の調整方法

調整後二酸化炭素排出量は、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を以下の方法により把握し、これらを、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取及び非FIT非化石電気による調整二酸化炭素排出量を足したもののから控除して得た量とする。

注) 調整後排出係数の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量等については、温対法第26条に基づき特定排出者が国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

(1) 自ら排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等

排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、基礎二酸化炭素排出量から当該量を控除するとともに、根拠資料のうち表7、表9、表11、表11の2のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注) 自らが他の者の代理として排出量調整無効化を実施した場合には、その国内及び海外認証排出削減量等については、自らの調整後排出係数の算出に用いることはできない。

(2) 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量

自らの代わりに他の者が国内及び海外認証排出削減量を排出量調整無効化(以下「代理償却」という。)した場合には、排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、基礎二酸化炭素排出量から当該量を控除するとともに、根拠資料のうち表8、表

10のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注) 代理償却をおこなった他の者が電気事業者である場合、根拠資料に記載された国内及び海外認証排出削減量を当該他者の調整後排出係数の算出に用いることはできない。

(3) 国内及び海外認証排出削減量の排出量調整無効化期間について

調整後二酸化炭素排出量の調整に用いられる国内及び海外認証排出削減量は、係数算出対象年度中に排出量調整無効化されたものを対象とする。

また、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなし、調整後排出係数の算出に用いることができるものとする。(新規参入者の算出期間については別紙1を参照。)

ただし、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から6月30日までの間に排出量調整無効化がなされ、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象年度の翌年度以降の調整後排出係数の算出に用いることはできない。

(4) 固定価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量

別紙8に定める方法により固定価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を算定し、その内訳を表12に記載して提出する。

他の電気事業者との間で固定価格買取制度による買取電気の卸売買がある場合には、表12の2②及び③に、他の電気事業者との間で発電事業者から調達した非FIT非化石電気の卸売買がある場合には、表12の3②及び③に、その内訳を記載して提出する。

また、固定価格買取制度により買取した電気を卸電力取引市場において卸販売を行った場合は表12の2③、発電事業者から調達した非FIT非化石電気を卸電力取引市場において卸販売を行った場合は、表12の3③にその内訳を記載して提出する。

4. メニュー別排出係数の算出方法

別紙9に定める方法によりメニュー別固定価格買取及び非FIT非化石電気の調整後二酸化炭素排出量を算定したのち、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を料金メニューごとに控除して、メニュー別調整後二酸化炭素排出量を算定する。最後に、メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、料金メニューごとの販売電力量に除してメニュー別排出係数を算出する。以上のメニュー別排出係数の算出に係る内訳を、表1(メニュー別)から表12(同前)までに記載して提出する。

5. 把握率の算出と公表

(1) 把握率の算出方法

把握率は、販売電力量から二酸化炭素排出量の算定に当たり代替値を使用して算出した電気の受電電力量（小売供給した部分に限る。）を減じ、これを販売電力量で除したものを百分率により表示したものとする。

(2) 把握率等の公表方法

基礎排出係数及び調整後排出係数の公表に当たっては、把握率を併記するとともに、電気事業者から提出された、把握できなかった理由も付記して公表する。

6. 前年度報告との比較・分析

基礎排出係数及び調整後排出係数の報告に当たっては、前年度報告実績を併記するとともに、前年度との差異についてその要因を分析し、理由も付記して報告する。

7. 算出方法等を変更する場合の手続

基礎排出係数及び調整後排出係数の設定に係る基本的な考え方並びに具体的な算出方法を変更する場合には、別紙7に定める手続による。

特段の変更をしない限りは、事務的に基礎排出係数及び調整後排出係数の公表手続を行う。

8. 係数及び根拠資料の再提出について

国が提出を受けた基礎排出係数及び調整後排出係数の報告について、算定式の変更や計算誤り等によりその報告された内容が適切でない認められるときは、その内容について必要な修正、その他必要な措置を求めることができる。